

○財務省、厚生労働省、
 農林水産省、経済産業省、告示第 号
 国土交通省

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定に基づき、工場立地に関する準則（平成

大蔵省、厚生省、
 十年農林水産省、通商産業省、告示第一号）の一部を次のように改正したので、同項の規定に基づき、告示
 運輸省

する。

平成二十年 月 日

財務大臣	○	○
厚生労働大臣	○	○
農林水産大臣	○	○
経済産業大臣	○	○
国土交通大臣	○	○

（備考）の3の2のただし書き中「E.M.Oとする」を「E.N.Oとする」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条・備考関係）

業種の区分

	<p>敷地面積に対する生産施設の面積の割合</p>
<p>第一種 化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業</p>	<p>百分の三十</p>
<p>第二種 製材業・木製品製造業（一般製材業を除く。）、造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）及び非鉄金属铸件製造業</p>	<p>百分の三十五</p>
<p>第三種 一般製材業及び伸鉄業</p>	<p>百分の四十</p>
<p>第四種 窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び繊維機械製造業</p>	<p>百分の四十五</p>
<p>第五種 鋼管製造業及び電気供給業</p>	<p>百分の五十</p>
<p>第六種 でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、建設機械・鉱山機械製造業及</p>	<p>百分の五十五</p>

	び冷凍機・温湿調整装置製造業	
第七種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	百分の六十
第八種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	百分の六十五

別表第二を次のように改める。

別表第二（備考関係）

業種の区分		既存生産施設用 敷地計算係数
一	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	一・二
二	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性	一・三

樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鑄鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鑄物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ二百五十メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業

四	三
<p>業 ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製</p>	<p>有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び船用機関製造業</p>
一・五	一・四